

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の創設に伴う 保険料額の変化に関する調査結果（概要）

都道府県	減少する世帯割合	与党PTによる 軽減策導入後
北海道	79%	82%
青森県	73%	76%
岩手県	82%	83%
宮城県	75%	75%
秋田県	73%	74%
山形県	79%	80%
福島県	76%	78%
茨城県	78%	79%
栃木県	87%	87%
群馬県	87%	88%
埼玉県	54%	70%
千葉県	69%	73%
東京都	44%	71%
神奈川県	70%	71%
新潟県	69%	71%
富山県	72%	73%
石川県	68%	71%
福井県	68%	72%
山梨県	82%	84%
長野県	74%	77%
岐阜県	72%	75%
静岡県	81%	82%
愛知県	59%	62%
三重県	79%	80%
滋賀県	77%	79%
京都府	73%	75%
大阪府	81%	83%
兵庫県	70%	74%
奈良県	81%	82%
和歌山県	75%	79%
鳥取県	82%	84%
島根県	79%	83%
岡山県	73%	79%
広島県	74%	77%
山口県	62%	67%
徳島県	87%	89%
香川県	52%	58%
愛媛県	67%	83%
高知県	52%	77%
福岡県	61%	67%
佐賀県	68%	72%
長崎県	76%	79%
熊本県	64%	71%
大分県	64%	73%
宮崎県	78%	84%
鹿児島県	63%	73%
沖縄県	36%	61%
全国計	69%	75%

【ポイント】

- 75歳以上の者がいる市町村国保世帯のうち、長寿医療制度の創設に伴い、保険料額が減少する世帯割合は全国で69%
- 与党PTによる軽減策（H20の対策）を導入すると全国の軽減世帯の割合は75%

（注）割合は、後期高齢者がいる市町村国保世帯のうち後期高齢者医療制度創設によって保険料が減少するものの割合

後期高齢者がいる市町村国保世帯のうち、長寿医療制度（後期高齢者医療制度）創設によって 保険料が減少する世帯の分布

- 与党PTの平成20年度の保険料軽減策導入前後の変化に関する粗い推計 -

		減少する世帯数割合		内 訳					
				低所得		中所得		高所得	
		導入前	→ 導入後	導入前	→ 導入後	導入前	→ 導入後	導入前	→ 導入後
賦課方式計		69%	→ 75%	31%	→ 37%	15%	→ 16%	22%	→ 22%
内 訳	4方式	32%	→ 34%	17%	→ 18%	7%	→ 8%	8%	→ 8%
	3方式	30%	→ 32%	13%	→ 15%	7%	→ 7%	10%	→ 10%
	2方式	7%	→ 10%	1%	→ 4%	1%	→ 1%	4%	→ 4%

(注)低所得とは、高齢者の所得(旧ただし書課税標準ベース)が24万円未満(年金収入177万円未満)、
中所得とは、高齢者の所得(旧ただし書課税標準ベース)が24万円以上139万円未満(年金収入177万円以上292万円未満)、
高所得とは、高齢者の所得(旧ただし書課税標準ベース)が139万円以上(年金収入292万円以上)とした。

<参考>4方式、3方式、2方式について

4方式: 所得割、資産割、被保険者均等割、世帯別平等割により国民健康保険料(税)を賦課する方式

3方式: 所得割、被保険者均等割、世帯別平等割により国民健康保険料(税)を賦課する方式

2方式: 所得割、被保険者均割により国民健康保険料(税)を賦課する方式

(参考)

後期高齢者がいる市町村国保世帯の賦課方式別・所得別世帯割合

		世帯割合	内 訳		
			低所得	中所得	高所得
賦課方式計		100%	51%	20%	29%
内 訳	4方式	44%	23%	9%	12%
	3方式	43%	22%	9%	12%
	2方式	13%	6%	2%	5%

(注)低所得とは、高齢者の所得(旧ただし書課税標準ベース)が24万円未満(年金収入177万円未満)、
中所得とは、高齢者の所得(旧ただし書課税標準ベース)が24万円以上139万円未満(年金収入177万円以上292万円未満)、
高所得とは、高齢者の所得(旧ただし書課税標準ベース)が139万円以上(年金収入292万円以上)とした。

<参考> 4方式、3方式、2方式について

4方式: 所得割、資産割、被保険者均等割、世帯別平等割により国民健康保険料(税)を賦課する方式

3方式: 所得割、被保険者均等割、世帯別平等割により国民健康保険料(税)を賦課する方式

2方式: 所得割、被保険者均等割により国民健康保険料(税)を賦課する方式

後期高齢者がいる市町村国保世帯のうち、長寿医療制度（後期高齢者医療制度）創設によって 賦課方式・所得階層ごとの、保険料が減少する世帯の割合

－ 与党PTの平成20年度の保険料軽減策導入前後の変化に関する粗い推計 －

	減少する世帯数割合											
				低所得			中所得			高所得		
	導入前	→	導入後	導入前	→	導入後	導入前	→	導入後	導入前	→	導入後
賦課方式計	69%	→	75%	61%	→	73%	75%	→	77%	78%	→	78%
4方式	73%	→	77%	73%	→	79%	80%	→	82%	68%	→	68%
3方式	70%	→	74%	60%	→	68%	76%	→	78%	84%	→	84%
2方式	51%	→	72%	22%	→	69%	50%	→	51%	85%	→	85%

(注)低所得とは、高齢者の所得(旧ただし書課税標準ベース)が24万円未満(年金収入177万円未満)、
中所得とは、高齢者の所得(旧ただし書課税標準ベース)が24万円以上139万円未満(年金収入177万円以上292万円未満)、
高所得とは、高齢者の所得(旧ただし書課税標準ベース)が139万円以上(年金収入292万円以上)とした。

<参考>4方式、3方式、2方式について

4方式: 所得割、資産割、被保険者均等割、世帯別平等割により国民健康保険料(税)を賦課する方式

3方式: 所得割、被保険者均等割、世帯別平等割により国民健康保険料(税)を賦課する方式

2方式: 所得割、被保険者均割により国民健康保険料(税)を賦課する方式